

第3 投票結果の拘束力と尊重義務

基本的な考え方

- 1 住民投票の投票結果について法的拘束力を持つ「拘束型」の住民投票条例の制定は困難であることから、「諮問型」の住民投票条例を制定する。
- 2 住民投票の投票結果については、「諮問型」の住民投票条例においてもこれを尊重することが求められる。

市民検討懇話会での議論・検討内容

1 「拘束型」住民投票と「諮問型」住民投票

住民投票の投票結果に法的拘束力があるものを「拘束型」住民投票といい、法的拘束力がないものを「諮問型」住民投票という。

条例による「拘束型」住民投票は、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することが考えられ、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」としている日本国憲法第94条における条例制定権の範囲を逸脱するおそれがある。そのため、条例は「諮問型」住民投票として制度を設計する。その上で、議会や市長は、住民投票の投票結果について尊重するものとする。

2 投票結果の尊重義務

投票結果の尊重義務とは、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会や市長が意思決定を行うことである。住民投票は、議会や市長の意思決定に住民の意思を反映させるために行われるものである。そのため、自治基本条例第6条第2項では、投票結果について議会と市長に尊重義務を課している。

議会や市長は、法的拘束力を持たない住民投票における投票結果についても、これを尊重することが求められる。そのため、尊重義務を果たすことなく、住民投票の結果に反する決定はできない。

また、尊重義務を果たした上で、住民投票の結果と異なる決定を行うことは、当然、妨げられるものではない。この場合にあっては、議会や市長は、それぞれの意思決定について住民に対して説明する道義的責任が生じるものである。

